報道機関各位

株式会社ゆうちょ銀行

## 媒介ローン業務に関する対応について

本日、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」)は、今般、スルガ銀行株式会社(以下「スルガ銀行」)に対して行政処分が下されたことを受け、ご本人が居住する面積が建物全体の二分の一を下回る住宅ローンの媒介については、2018年10月12日(金)から2019年4月12日(金)までの6か月間、お取扱いを停止いたします。

また、媒介業者として、それ以外の媒介ローンについても、積極的な営業を、2018 年 10月12日(金)以降、当面、差し控えることといたしましたので、お知らせいたします。

ゆうちょ銀行といたしましては、今後、スルガ銀行の業務改善施策を踏まえ、媒介住宅 ローンに係る業務推進体制の見直し等を行いたいと考えております。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

株式会社 ゆうちょ銀行

コーポレートスタッフ部門広報部(報道担当) 電 話:03-3504-4440(直 通)

FAX : 03 - 3580 - 6799